

湖沼水質保全特別措置法第3条第1項及び第2項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域（告示）並びに湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

◎ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（抄）

（指定湖沼及び指定地域）

第三条 環境大臣は、都道府県知事の申出に基づき、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（第二十三条第一項において「水質環境基準」という。）が現に確保されず、又は確保されないこととなるおそれ著しい湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 環境大臣は、指定湖沼の水質の汚濁に係があると認められる地域を指定地域として指定するものとする。

3 〳 7 （略）

（規制基準の設定）

第七条 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第十四条の規定により同法第二条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設を含む。第十五条第一項、第二十四条、第二十五条第一項及び第四十三条において同じ。）で政令で定める施設以外のもの（以下「湖沼特定施設」という。）を設置する指定地域内の工場又は事業場で政令で定める規模以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）から公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水（以下「排水」という。）の汚濁負荷量（同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるもので表示した汚濁負荷量をいう。次項、次条及び第十条において同じ。）について、湖沼水質保全計画に基づき、環境省令で定めるところにより、指定湖沼の水質を保全するための規制基準を定めなければならない。

2・3 （略）

◎ 湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）（抄）

（法第七条第一項の政令で定める項目）

第二条の二 法第七条第一項の政令で定める項目は、第一号及び第六号に掲げる湖沼については化学的酸素要求量及びりん含有量とし、第二号から第五号まで及び第七号から第十号までに掲げる湖沼については化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量とする。

- 一 釜房ダム貯水池
- 二 霞ヶ浦（北浦及び常陸利根川を含む。）
- 三 印旛沼
- 四 手賀沼
- 五 諏訪湖
- 六 野尻湖
- 七 琵琶湖
- 八 中海
- 九 宍道湖
- 十 児島湖